環境アセスメントに係るお知らせ

令和８年１１月２５日

川崎市環境影響評価に関する条例第３５条に基づき、**（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る事後調査報告書（工事中）の写し（以下「事後調査報告書」）の縦覧**を次のとおり行います。

※「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	ＲＷ東扇島特定目的会社　取締役　田渕 安春 東京都中央区日本橋一丁目４番１号
	名　　称	（仮称）東扇島物流施設建設計画
	種　　類	大規模建築物の新設（第２種行為） 都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為（第２種行為） 埋立て（第３種行為）
	実施区域	川崎区東扇島２３番地１号
	目　　的	物流施設の建設
	内　　容	延べ面積：約 310,000 ㎡ 開発区域の面積：約 66,120 ㎡
	事後調査の項目等	産業廃棄物
	環境影響評価の手続経過	令和６年３月２９日：指定開発行為実施届出 令和６年４月１２日：条例環境影響評価準備書公告 令和６年８月３０日：条例見解書公告 令和７年１月２７日：条例環境影響評価審査書公告 令和７年７月　１日：条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和８年１１月２５日（水）～令和８年１２月２４日（木）
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所２階、大師支所仮庁舎２階 午前８時３０分から午後５時まで。土曜日及び日曜日は除く。ただし、川崎区役所は第２・４土曜日の午前８時３０分から午後０時３０分は行います。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎２０階窓口⑥） 午前８時３０分から午後５時１５分まで。土曜日及び日曜日は除く。 ※すべての縦覧場所で縦覧開始日（１１月２５日）は午前１０時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、縦覧期間中に、市長に対し、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから事後調査報告書の閲覧、意見書の提出ができます。 検索　川崎市　アセス図書の公表 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎２０階） 〒２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町１番地 電話：０４４－２００－２１５６　ファクス：０４４－２００－３９２１ Ｅメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話・ファクス・Ｅメールでは受け付けていませんので御注意ください。